

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木祖村長 奥原秀一

市町村名 (市町村コード)	木祖村 (204251)	
地域名 (地域内農業集落名)	木祖村全域 ()	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年12月 4日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現時点では認定農業者等に必要な農地は集積されているが、今後農業者の減少により利用されない農地が発生する。採草地として利用している農地も畜産農家の減少により維持ができなくなる場所も増加傾向にあり、耕作できる農地に戻す方策と耕作者の掘り起こしが必要となる。現在耕作中の農家も家族経営がほとんどであり、家族内の労働力も高齢化により少なくなっていくことが考えられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在のはくさい、トウモロコシなどの主要産品を今後も品質の維持に努める。畜産部門においては、木曾牛や木曾子牛の生産に励んでおり、また畑作農家への堆肥の供給により循環型農業を実践しているため、これを維持していく。ブランド及び生産力の維持を図るため、JA等と協力し新規就農者を確保する取組みを進める。集積が行いづらい農地については、現状の管理を継続し、今後耕作を希望する方が見つかった際にすぐに利用ができるよう負担の少ない方法による農地維持を進める。耕作が難しい場合は景観や安全の観点からも草刈り等による保全を行う。新たな耕作者の受け入れによる農地利用を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	253 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	196 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地とする

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在集約されている農地についてはこれを維持し、利用者の使いやすい様、話し合いにより随時見直す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
契約が満了したものは、随時、中間管理事業に移行していく。また、現在、既に中間管理機構を利用しているものは引き続きの利用を促す。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要があれば、地域の意見を踏まえ検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。家族経営の農家の繁忙期の労働力を確保できるよう体制の検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業が困難となりそうな農地についてはそば等の栽培を推進し、ファーム木祖での受託に取り組む。農作業委託を請け負うことのできる集落営農組織の設立について検討を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓ ①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

適格な侵入防止施設の設置を推進し、自らの農地は自ら守ることを前提とする。一方個体数調整のための新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。